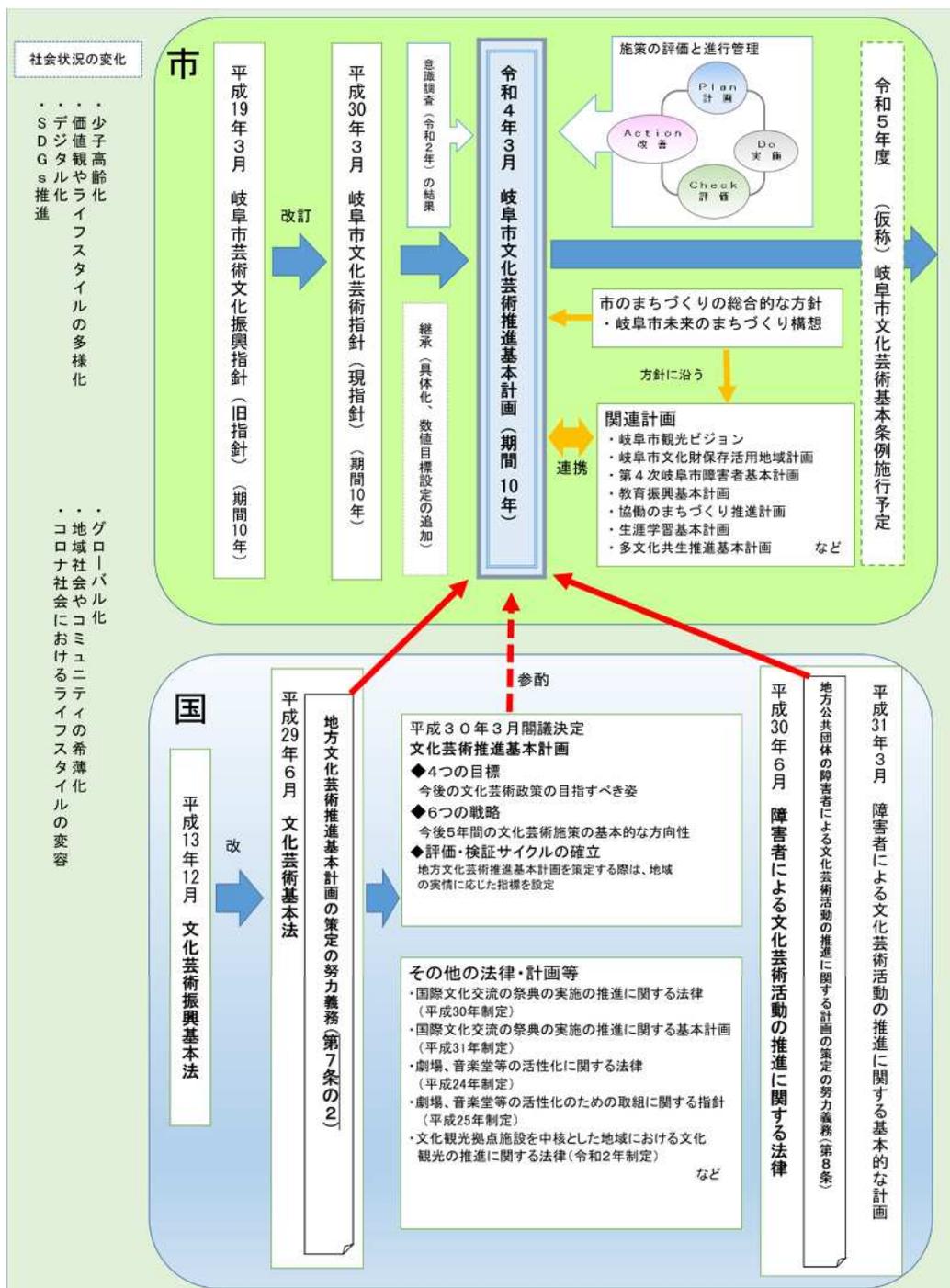


岐阜市文化芸術推進基本計画（概要版）

令和4年3月 岐阜市 ぎふ魅力づくり推進部 文化芸術課

計画策定の目的、位置付け、計画期間

本計画は、文化芸術振興の目標や取り組む施策を明らかにし、本市の文化芸術施策を総合的かつ効果的に推進することにより、魅力あふれる「文化芸術を楽しみ創造する都市・ぎふ」の実現を目的としています。岐阜市のまちづくりの総合的な方針を示す「岐阜市未来のまちづくり構想」の分野別計画とし、現行の「岐阜市文化芸術指針」を継承しながらも、「文化芸術基本法」第7条の2第1項の規定に基づく「地方文化芸術推進基本計画」に加え、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」第8条に基づく「地方公共団体の障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」として、令和4年度～令和13年度までの10年間を計画期間とし、策定するものです。



市民意識調査結果から見た現状と課題

市民意識調査から浮かび上がった課題や、国の文化芸術推進基本計画等関係法令の内容等を踏まえて、計画期間中、特に重点的に取り組む施策を、「重点施策」として設定します。

市民意識調査結果からみた課題

- 【課題1】文化芸術活動を盛んにするための方策
 - 歴史的遺産などの文化財などの強みを生かした上で、「美術や音楽などの鑑賞・体験機会が豊富ではないこと」に対応するなど、バランスの取れた文化芸術活動となる必要がある。
- 【課題2】重要度が高く、満足度が低い内容
 - 「子どもが文化芸術を体験できる機会の充実」「優れた文化芸術の鑑賞機会の充実」に優先的に取り組む必要がある。
- 【課題3】文化芸術を行う上での課題の解決
 - 文化芸術に興味を持っている人に対して、少しでも関与してもらうためにはどうすればいいか。
 - イベント等の情報について、効果的な情報発信の検討が必要。
- 【課題4】文化施設に対する要望
 - 魅力的な企画・イベント等のソフト面の充実や、施設へのアクセシビリティや料金体系など、施設の在り方について検討する必要がある。
- 【課題5】振興が必要な分野
 - 市民が、振興が必要と考える「音楽」、「美術」のほか、強みと感じている「伝統行事」や「文化財」等をどのように振興するか。
- 【課題6】小中学生に関心を持たせる方策
 - 小中学生に対し、文化芸術活動に関心を持たせる取り組みが必要
 - 関心が高い、「音楽」「メディア芸術」「美術」に取り組む機会の創出が必要。

国の「文化芸術推進基本計画」の目標

- 1 文化芸術の創造・発展・継承と教育
- 2 創造的で活力ある社会
- 3 心豊かで多様性のある社会
- 4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

国の「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の施策の方向性

- ① 鑑賞の機会の拡大
- ② 創造の機会の拡大
- ③ 作品等の発表の機会の確保
- ④ 芸術上価値が高い作品等の評価等
- ⑤ 権利保護の推進
- ⑥ 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援
- ⑦ 文化芸術活動を通じた交流の促進
- ⑧ 相談体制の整備等
- ⑨ 人材の育成等
- ⑩ 情報収集等
- ⑪ 関係者の連携協力

課題を踏まえた方向性

- | | |
|---|------------------|
| ●「伝統行事」、「音楽」、「美術」、「伝統的建造物・文化財」の分野を中心に、市民が主体的な文化芸術活動ができる環境づくり。 | 1 |
| ●美術・音楽などの鑑賞、体験機会の充実。 | 1
①
② |
| ●文化的な活動を身近な地域で気軽に行えるきっかけ作り。 | 4
①
② |
| ●小中学生の心を動かすきっかけづくり。
●小中学生が取り組んでみたい「音楽」、「美術」、「メディア芸術」といった分野を中心に、身近な場所で文化芸術に親しめる機会の提供。 | 1
①
②
⑨ |
| ●SNSを利用したイベントに関する効果的な情報発信 | 1
⑩ |
| ●公共施設マネジメントの考え方を踏まえた個別施設計画に基づく文化施設の改修・維持管理 | 4
①
②
③ |
| ●市民が強みだと思っている歴史的遺産などの文化財等を活用した文化芸術振興の推進。 | 1
2 |

国の計画を踏まえた方向性

- | | |
|---|------------------|
| ●文化芸術を観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と連携し活かす。 | 2 |
| ●障害者の鑑賞、創造の機会の拡大、発表の場の提供等、活躍の場の充実。 | 3
①
②
⑪ |

社会情勢の変化

- ・デジタル化、グローバル化、SDGs 推進
 - ・新しい発想による文化芸術の展開
 - ・価値観やライフスタイルの多様化
- 等

国計画の
関連性

重点施策

- I 市民の主体的な文化芸術活動の支援
- II 優れた文化芸術の鑑賞の促進
- III 若い世代への支援の充実
- IV 障がい者や高齢者の活躍の場の充実
- V 文化芸術を活かした観光振興や国際交流の推進
- VI 情報発信の強化

計画の体系

「岐阜市文化芸術指針」で定めた「めざす都市像」「基本目標」「基本方針」、それを具体化するための「施策の方向」に、新たに設定した「重点施策」を横断的に位置付けました。「重点施策」と関わりの深い取組が含まれる「施策の方向」については、「重点施策関連性」に示しています。

【めざす都市像】

【基本目標】

【基本方針】

【重点施策】

【施策の方向】

重点施策 関連性

文化芸術を楽しむ創造する都市・ぎふ

たくさんの楽しさや感動、精神的な安らぎが実感でき、ゆとりと潤いのある心豊かな市民生活の実現をめざします。

人と人が相互に理解し、心のつながりを深め、尊重し合うことのできる共生社会の実現をめざします。

地域の多様な個性を受け継ぎ、魅力と活気あふれる文化芸術都市の実現をめざします。

1 参加・参画の促進
～市民一人ひとり、誰もが主役の場づくり～

2 文化芸術を担う人材の育成、顕彰
～人づくりと活躍の場づくり～

3 文化芸術施設の充実
～誰もが使いやすい拠点づくり～

4 文化財・伝統文化の継承や活用
～「岐阜」を伝える絆づくり～

5 文化芸術を活かしたまちの活性化
～活かに溢れた地域づくり～

6 協働による文化芸術の推進
～みんなで文化芸術を育てる社会づくり～

I 市民の主体的な文化芸術活動の支援

II 優れた文化芸術の鑑賞の促進

III 若い世代への支援の充実

IV 障がい者や高齢者の活躍の場の充実

V 文化芸術を活かした観光振興や国際交流の推進

VI 情報発信の強化

- 1
- ①市民が主体的に取り組む文化芸術活動を応援します I
 - ②優れた文化芸術に触れ・親しむ機会を充実します II
 - ③文化芸術活動に関する情報提供と相談体制を充実します VI
 - ④あらゆる市民のための文化芸術施策を推進します IV

- 2
- ①子どもたちが文化芸術を体感できる機会を充実します III
 - ②学校教育との連携を進めます III
 - ③文化ボランティアを育成します I
 - ④地元アーティストの活躍の場を広げます III
 - ⑤文化芸術活動の功績を讃えます

- 3
- ①文化芸術施設の役割に留意した運用を進めます IV
 - ②文化芸術施設の機能の充実を図ります IV
 - ③文化芸術施設を整備・充実します II
 - ④文化芸術施設における文化芸術普及活動を推進します II
 - ⑤文化芸術施設における民間活力の活用を推進します II

- 4
- ①日本遺産やぎふ歴史遺産にちなんだ文化芸術事業を展開します V
 - ②文化財・伝統文化の継承に努めます V
 - ③文化財・伝統文化の記録・保存を充実します V
 - ④伝統的建造物・史跡に親しむ機会を拡充します V

- 5
- ①地域独自の文化芸術活動を尊重します V
 - ②地域の文化芸術資源を再発見し、まちづくりに活かします V
 - ③観光や伝統産業等他分野との連携により文化芸術の価値や魅力を創出します V
 - ④市民による国際文化交流を促進します V

- 6
- ①企業や公益団体が育てる文化芸術を促進します I
 - ②市民活動団体の文化芸術活動を促進します I
 - ③文化芸術団体等との連携を推進します I
 - ④県や近隣市町との連携を推進します IV

文化芸術関連事業を位置づけ

基本方針ごとに数値目標を設定

【文化芸術活動のキーワード】

「鑑賞する」

年齢、障がいの有無、生活の状況などに関わりなく、誰もが文化芸術を鑑賞できる環境整備を進めます。子どもたちが、本物の文化芸術を知ったり、身近に触れたりできる機会や、より深く学ぶことができる体験の機会の充実を図ります。

「表現する」

自ら創作したり、発表したり、活動したり、多様な文化芸術を楽しむことができる機会の充実を図ります。目標となるような発表の場の提供や文化活動の支援を行います。

「交流する」

作品や公演を通じた交流の場の創出を図ります。市民が文化芸術を楽しむことを手助けする文化ボランティアを育成するとともに、文化芸術団体等との連携を進めます。地域に息づく文化資源を再発見し、世代をつなぎ、地域に愛着が持てるような事業の充実を図ります。

「継承する」

地域固有の生活様式や風土、自然環境などを背景に培われてきた文化芸術を、絶やすことなく次の時代へ伝えていくために、その素晴らしさを共有できる場や機会を創出します。また、文化芸術を担う次世代の育成に努めます。

「活用する」

観光や国際交流、まちづくりや産業などの他分野と連携し、岐阜市の魅力を高めるために文化芸術を発信します。地域の様々な文化資源を活かした地域振興を推進し、市民のシビックプライドを高め、持続可能な岐阜市の実現に努めます。

文化芸術を楽しみ創造する都市・ぎふ

岐阜市は、長い歴史と伝統のある都市です。長良川と金華山をはじめとした山々が織りなす風光明媚な自然環境や、これまでの過去の歴史・文化・風土が培ってきた多くの名所、旧跡、文人たちの足跡、鶺鴒、観光、伝統工芸など、そこで生まれ、受け継がれてきた固有の文化芸術は、まちの個性を形成し、「岐阜市らしさ」を醸成します。

誰もが文化芸術を楽しみ、創造しながら、こういった岐阜市固有の文化をつないでいくことは、地域に誇りや愛着を持つことである「シビックプライド」の醸成につながります。多くの市民が地域の魅力を再認識し、まちへの愛着を高め、未来につないでいくことで、魅力と活気あふれる文化芸術都市をめざします。

「シビックプライド」・・・これまで永年にわたって積み重ねてきた歴史的な風土性や文化、先人たちの過去の記憶に敬意を払いながら、市民一人ひとりがこれからも岐阜の地で楽しく豊かに暮らし続けていくための原動力となる、人々の誇り、思い、心意気

基本目標

「めざす都市像」の実現に向け、次の3つの基本目標を定めます。
基本目標の下、基本方針や施策の方向を定め、各種施策に取り組んでいきます。

たくさんの楽しさや感動、精神的な安らぎが実感でき、
ゆとりと潤いのある心豊かな市民生活の実現をめざします。

人と人が相互に理解し、心のつながりを深め、
尊重し合うことのできる共生社会の実現をめざします。

地域の多様な個性を受け継ぎ、魅力と活気あふれる
文化芸術都市の実現をめざします。

基本方針 1

参加・参画の促進～市民一人ひとり、誰もが主役の場づくり～

文化芸術活動の担い手である市民一人ひとりが、いきいきと潤いのある心豊かな生活を送れるよう、誰もが文化芸術活動に気軽に参加・参画できる環境を整えます。ウィズコロナ、アフターコロナ時代における「新しい生活様式にあった文化芸術活動」を推進し、動画配信等ができる環境を整えることで、優れた文化芸術に触れ、親しむことができる機会の拡充を図ります。また、SNS等を活用した情報発信を強化します。

【施策の方向】

- ①市民の主体的な文化芸術活動の応援
- ②優れた文化芸術に触れ・親しむ機会の充実
- ③文化芸術に関する情報提供と相談体制の充実
- ④あらゆる市民のための文化芸術施策の推進

重点施策

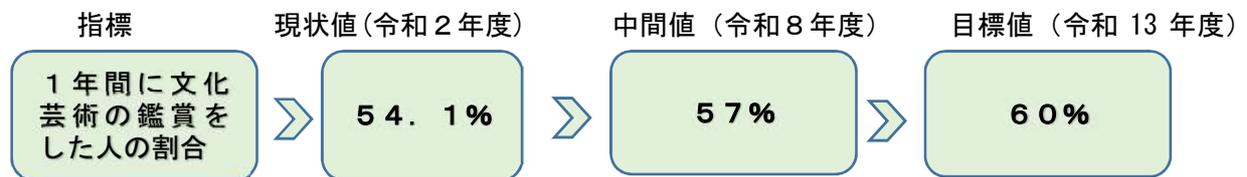
I
II
VI
IV



さんぽin de 野外ライブ



長良川大学ガイドブック



基本方針 2

文化芸術を担う人材の育成、顕彰～人づくりと活躍の場づくり～

子どもたちが身近に文化芸術を体感できる機会の充実を図るとともに、学校教育との連携を進めます。また、アーティストをはじめ、可能性を秘めた市民が、その能力を思う存分発揮できる場づくりや、本市の文化芸術活動を支える文化ボランティアの育成を進めるとともに、顕彰制度の運用を通して、市民の文化芸術活動を促進します。

【施策の方向】

- ①子どもたちが文化芸術を体感する機会の充実
- ②学校教育との連携
- ③文化ボランティアの育成
- ④地元アーティストの活躍の場の拡大
- ⑤文化芸術活動の顕彰

重点施策

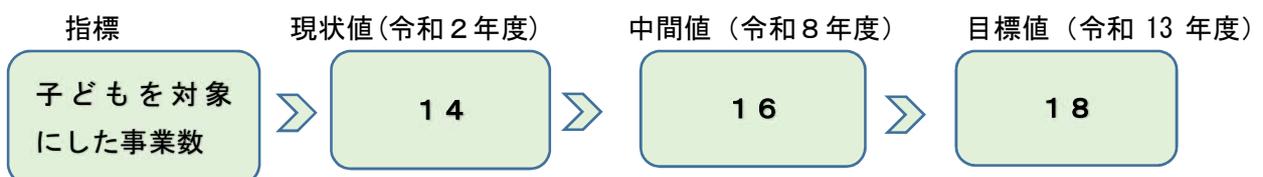
III
III
I
III



アートライブ・ウェルカム！アーティスト



岐阜市政功労表彰



基本方針3

文化芸術施設の充実～誰もが使いやすい拠点づくり～

「地域文化の拠点」「文化芸術創造の拠点」「にぎわいの拠点」の3つの役割と、「社会参加の機会をひらく社会的包摂の機能」、「地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能」という2つの機能を担う拠点として、文化施設を整備・充実し、施策の推進に努めるとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICT環境を整備し、ウィズコロナ、アフターコロナ時代に即した、開かれた文化芸術の拠点づくりを進めます。

【施策の方向】

重点施策

- ①文化芸術施設の役割に留意した運用
- ②文化芸術施設の機能充実
- ③文化芸術施設の整備・充実
- ④文化芸術普及活動の推進
- ⑤民間活力の活用の推進

IV

II

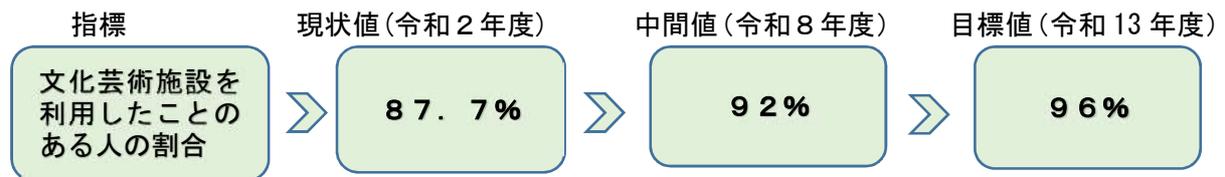
II



岐阜市民会館



岐阜市文化センター



基本方針4

文化財・伝統文化の継承や活用～「岐阜」を伝える絆づくり～

市固有の歴史や文化を理解し、今を生きる私たちが、地域に大きな誇り「シビックプライド」を感じながら生活することが大切です。地域の伝統行事等、その歴史や魅力をデジタルアーカイブ化、オンライン配信等により発信し、市民の暮らしの中に定着している生活文化や市固有の文化財・伝統文化の継承や振興及び観光等への活用に取り組みます。

【施策の方向】

重点施策

- ①日本遺産やぎふ歴史遺産にちなんだ文化芸術事業の展開
- ②文化財・伝統文化の継承
- ③文化財・伝統文化の記録・保存の充実
- ④伝統的建造物・史跡に親しむ機会の拡充

V

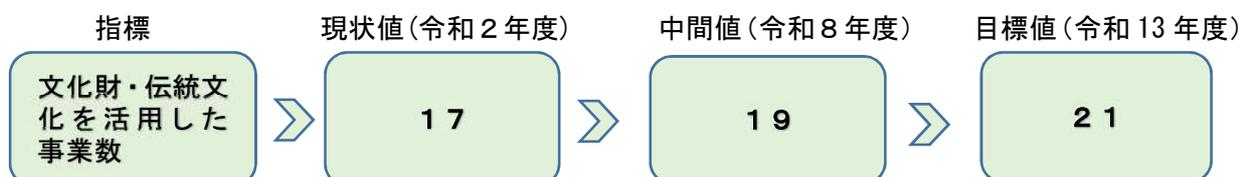
V

V

V



岐阜文化再発見
～民話ライブ～
(正法寺)



基本方針5

文化芸術を活かしたまちの活性化～活力に溢れた地域づくり～

地域に受け継がれてきた伝統行事、生活文化などは、人と人とのつながりを生み出すとともに、高い付加価値をもたらし、その魅力には、人を集める力があります。

地域に存在する様々な資源や特性を活かした地域独自の文化芸術活動を尊重し、デジタルアーカイブ等を活用し共有することにより、岐阜市としての個性や魅力を高めるとともに、観光、まちづくり、国際交流に活用します。

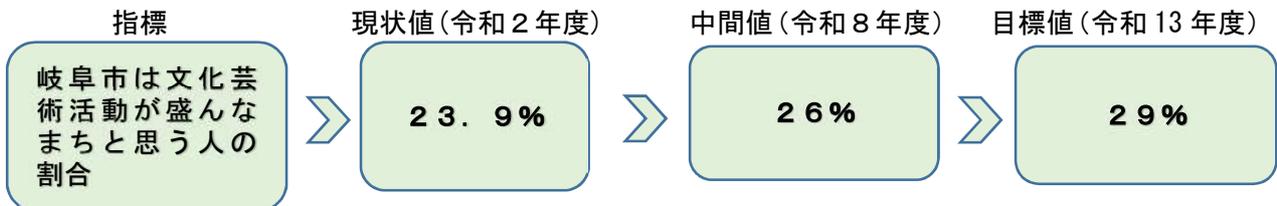
【施策の方向】

- ①地域独自の文化芸術活動の尊重
- ②地域の文化芸術資源の再発見、まちづくりへの活用
- ③観光や伝統産業等他分野との連携による文化芸術の価値や魅力の創出
- ④市民による国際文化交流の促進

重点施策



長良川薪能



基本方針6

協働による文化芸術の推進 ～みんなで文化芸術を育てる社会づくり～

市民一人ひとり、誰もが主役の文化芸術活動を推進するためには、市民はもとより、企業、NPO、文化芸術団体等と市が、それぞれの役割を認識し、特性を活かし、力を合わせ協働して取り組むことが必要です。また、県や近隣市町など、文化芸術活動に関わる多様な主体との連携を積極的に進めます。

【施策の方向】

- ①企業や公益団体が育てる文化芸術の促進
- ②市民活動団体の文化芸術活動の促進
- ③文化芸術団体等との連携の推進
- ④県や近隣市町との連携の推進

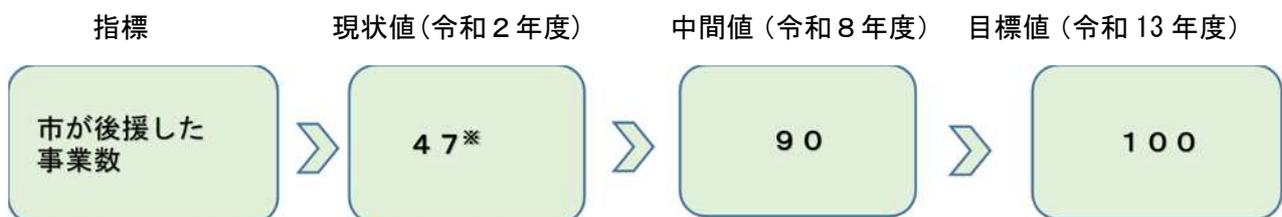
重点施策



岐阜市芸術文化協会の活動
(岐阜子ども文化クラブ)



クララザール
じゅうろく音楽堂



※令和2年度はコロナの影響あり
令和元年度は84事業

重点施策

I 市民の主体的な文化芸術活動の支援

市民が気軽に文化的な活動に参加できる機会の充実を図るため、市民の文化芸術活動を支援します。また、ウィズコロナ、アフターコロナ時代における「新しい生活様式にあった文化芸術活動」を気軽に行うことができる環境づくりに取り組みます。

- ・文化芸術活動の場の提供と市民団体等の活動の支援(基本方針1-①)
- ・文化芸術事業の推進を支える人材の育成(基本方針2-③)
- ・市民活動団体との連携(基本方針6-②)
- ・岐阜市芸術文化協会等との連携(基本方針6-③)

II 優れた文化芸術の鑑賞の促進

市民意識調査で、「優れた文化芸術の鑑賞機会の充実」について、重要度が高く、満足度が低いという結果でした。また、文化施設に望むこととして、「魅力的な企画・イベントなどソフト面の充実」が最も望まれている現状をふまえ、オンライン鑑賞機会を拡充するなど、優れた文化芸術の鑑賞を促進します。

- ・優れた文化芸術を鑑賞する機会の確保(基本方針1-②)
- ・各施設貸出、自主事業の実施(基本方針3-④)
- ・指定管理者のノウハウを生かした文化芸術事業の実施と施設運営(基本方針3-⑤)

III 若い世代への支援の充実

文化芸術を絶えることなく次の世代に継承し、更なる発展を図るため、学校教育と連携しながら、子どもたちが文化芸術に気軽に触れあい、関心を高めることができる機会の充実を図ります。若い世代が文化芸術に取り組みやすいように支援を行います。

- ・子どもを対象とした文化芸術鑑賞・体験事業の実施(基本方針2-①)
- ・学校などで子どもたちの文化芸術体験機会の提供(基本方針2-②)
- ・芸術家の発掘・育成支援(基本方針2-④)

IV 障がい者や高齢者の活躍の場の充実

国の「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」に基づく基本的施策を実現するため、年齢、障がいの有無などに関わらず、市民誰もが文化芸術活動に気軽に参加できる環境を整える機会を拡充し、障がい者や高齢者の活躍の場の充実を図ります。

- ・障がいのある人等を対象とした事業の推進(基本方針1-④)
- ・施設のユニバーサルデザイン化(基本方針3-②)
- ・岐阜県、県内市町村との連携(基本方針6-④)

V 文化芸術を活かした観光振興や国際交流の推進

市民が強みと感じている「伝統的な行事や芸能」「歴史的遺産などの文化財」を活用した文化芸術振興を推進していきます。また、文化芸術の継承、発展及び創造につなげていくことが重要であるため、デジタルアーカイブ化、オンライン配信等を活用しながら、観光、まちづくり等との連携を図ります。

- ・日本遺産やぎふ歴史遺産を活用した事業展開(基本方針4-①)
- ・文化財や伝統文化に触れる機会の充実(基本方針4-②)
- ・文化財の調査・研究(基本方針4-③)
- ・伝統的建造物・史跡を活用したイベントの開催(基本方針4-④)
- ・「観光」につながる事業の実施(基本方針5-③)
- ・各国・地域の文化や言語を紹介する展示等のイベント(基本方針5-④)

VI 情報発信の強化

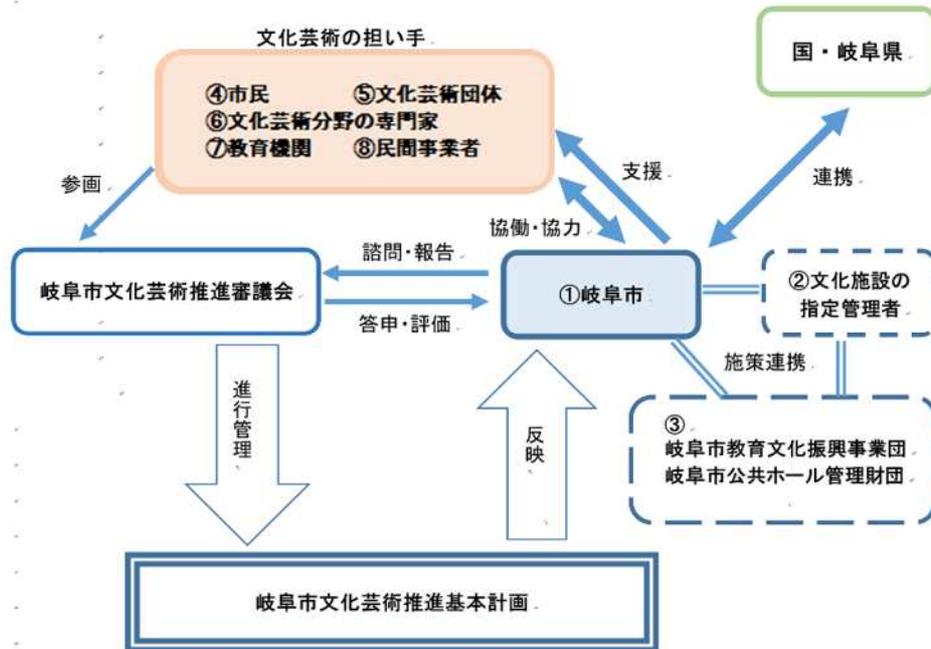
市民意識調査によると、文化芸術活動を行う上での課題として挙げられた情報不足や、若い年代でSNSが主要な情報源となっていること等を踏まえ、目的や対象の世代などに合わせた媒体を活用するなど、幅広い情報発信に取り組みます。

- ・文化芸術イベントに関する情報提供(基本方針1-③)

推進体制

文化芸術の振興は、行政だけでなく、様々な主体と連携協力し、推進させることが不可欠です。そのため、更なる文化芸術の推進に向けた各主体の役割を明確にし、相互に連携協働を図ることにより計画を推進します。

<推進体制図>



計画の進行管理・評価

計画の進行管理にあたっては、PDCA サイクルを導入し、学識経験者、文化団体、民間団体、市民等で構成される市の附属機関「岐阜市文化芸術推進審議会」において、本計画に基づく取組の進捗状況について点検・評価し、次の事業展開へと活かし、実効的な計画推進を図ります。

<PDCAサイクル>

